

大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例をここに公布する。

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第33号

大阪広域水道企業団監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 大阪広域水道企業団監査委員(以下「監査委員」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(報酬)

第2条 監査委員の報酬の額は、月額10万円とする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、当月中に支給する。

2 監査委員が、月の途中においてその職に就いたとき、又は任期満了、辞職等によりその職を離れたときは、日割計算によるものとする。

(費用弁償)

第4条 監査委員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)(日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。)に定める指定職の職務にある者相当額とする。

(費用弁償の支給方法)

第5条 監査委員の費用弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。